

国際家族年と労働者家族

伊藤 セツ

1. 情報不足で迎えた国際家族年

今年1994年は、国連が定めた「国際家族年」(International Year of the Family)である。このことは、1989年の第4回国連総会で決まっていた事ではあるが、国際的経過を見守ってきた心ある NGO の懸念のプラス・マイナスをないまぜて1994年になってから、やっと日本政府の取り組みが人々の目に触れるようになった。本当は、1989年前後の国連の国際家族年に関する文書や、1993年5月北京で開催された ESCAP 地域国際家族年政府間準備会議への日本政府の態度や採択文書の情報が逐一政府によって報道されるべきであったのだ。NGO の取り組みも、他の問題—例えば、1993年の人権会議や、1994年の人口会議、1995年の世界女性会議—と比べて盛り上がりには欠けるという問題があったのは事実であるから、こうした情報不足は NGO のエネルギーによってカバーされたり、それがマスコミにのるということも少なかった。

1994年を前にして開かれた1993年11月の「国際家族年マルタ NGO フォーラム」の報道も、同じ11月にマニラで開催された「開発と女性に関するアジア太平洋 NGO シンポジウム」の陰に隠れてあまり目だつことはなかったし、わかりやすい内容のものでもなかった。こちらはもちろん政府サイドではなく NGO の問題ではある。

1993年の暮れから1994年1月、国際家族年に関する情報は、それ以前に比べて格段に増えた。私は、国際家族年推進で国連から賞状をもらった NGO : IFHE(国際家政学会)に所属して1991年から国内の家族年関連委員をおおせつかついたので、この間、国際家族年に関しては何本も原稿を依頼されたり、話したりする機会があった。

主なものは、女性労働問題研究会発行の『女性労働問題研究』25号(『賃金と社会保障』1994年1月下旬号)に「国際家族年から北京世界女性会議へ」と題して書いているので参考にしていただければ幸いである。

以下、国際家族年の理念の要点、日本政府のとりくみとその問題点、日本の NGO からの批判点、労働者家族が家族年を積極的に展開する視点について書いてみたい。

2. 労働組合からのインタビューに答えて —国際家族年の理念と意義—

昨年暮れ、神奈川県職員労働組合情宣部長小島八重子さんからのインタビューに答えて『神奈川県職労』94年1月5日付に、私は次のように言った。

Q1: 国連の提唱する国際家族年の内容について(理念の積極面をどうとらえるか)

A: 国連の基本文献からまず最も積極的な理念

を読みとってまとめると次の3点になります。

第1は、国連は、家族の多様な形態と機能を認め、その機能を代替するのではなく遂行する方向を支援し、家族が家族としての責任をはたすことができるよう保護と援助を与えようとしているということです。

第2に、国際家族年は、そうした多様な形態と機能をもつすべての家族の要求を包括するが、それが、家族員（女性、男性、子ども、高齢者、障害者、青年等）個々人の人権と矛盾するものであってはならないという点に配慮し、すべての個人の基本的人権と自由を促進することを強調しているということです。

第3は、家族員個々人のなかでも特に女性に注目し、家族内の男女平等を促進し、家庭責任と雇用機会の完全な平等を達成する方向づけがなされています。

内容としては、国連が出した実行プログラムの具体的項目には、家族機能の弱体化・崩壊・解体問題、女性が世帯主である家族の問題、貧困・片親家族の経済問題、所得保障の法制度、家庭内暴力、家族内援助システムと社会援助システム、家族法と家族政策、家族計画などがあげられています。

また、女子差別撤廃条約・子どもの権利条約、世界人権会議、人口及び開発に関する国際会議（1994）、世界開発サミット（1995）、北京での第4回世界女性会議（1995）といった一連の国連の取り組みの中に家族年を位置づけている点を注目しましょう。

Q2：私たち労働組合がとりくむ意義は

A：日本政府の国際家族年の具体的プランは、関連省庁からばらばらに出されているので統一性・網羅性に欠け、国連に見られた理念の検討抜きで、「少子社会対策」、子育て、家庭教育の問題に重点がおかれていること、国際家族年で

網羅すべき、高齢者・障害者等の家族員への目配りに欠けるきらいがあります。

こうした点は、私たちの次のような運動で補わなければならないでしょう。例えば、子どもの問題なら、「子どもの権利条約」の批准や、婚外子差別が具体的に問題にされなければなりませんし、共働き家庭支援なら「ILO156号条約」批准が促進されなければなりません。家族員の一人として女性の人権を尊重するなら、雇用における男女平等と同一価値労働・同一賃金、夫婦別姓から男女平等への家族法・税制・社会保障制度の見直しが必要になってきます。時短の推進も家族の大切な問題です。今、日本の家族の課題となっているこれらの問題を男女の組合員で話し合い、運動を進めたいものですね。

Q1は、国際家族年にちなんで家族に関する運動を進める際に、理念として大切なこと、Q2は、日本政府の取り組みで懸念される事と、運動の側から取り組むことが考えられる問題の項目を述べたものであった。

しかし、そもそも国際家族年に対して、国際的な懸念事項がフェミニストから出されていたし、理念の積極面も十分検討されない国内事情がひきおこす日本独自の危惧が加わって、国際家族年本番になってから、さまざまな意見が出始めている。その点を検討してみよう。

ちなみに、私の上記インタビューが載った欄の見出しは「家族 た・い・せ・つ・に」となっていた。労働者にとって家族は「たいせつ」であることに異論をはさむものではないが、それを単純に受けとめてはいけないのである。どういう立場から、何のためにという、労働者にとってわかりきっていると思っているかもしれないことを問いなおすのも国際家族年なのである。

3. 国際家族年への懸念事項

1991年から家族年の準備の段階に入った国連は、1992年時点から、国際的に3つの懸念事項があることを明らかにしていた。それは、国連婦人の10年の成果が無視され女性が台所に追い返されるのではないかと、特定の家族がモデルとされるのではないかと、家族生活の紛争的側面を追求する姿勢が排除されるのではないかと、という点である。これは、1992年7月のIFHE会議（ハノーバー）で、国連国際家族年コーディネーター、ソカルスキー氏が口にしていただであった。

家族とは女性抑圧の機構であると定義し、「家族イデオロギー」から女性を解き放つことをとりあえずの課題とする流れからみれば、極端に言えば、国連のかかげてきた男女役割分担見直しや男女がともに負う家族責任というスローガンさえ、家族という傘の下では無意味で、「国連マイホーム主義」として批判の対象となろう。従って、結果的に「家族の擁護」を、目標とも、理念ともする国際家族年、このような家族をめぐる思想的潮流からは批判されることは予測できる。国際家族年は、家父長制家族の国際的にこ入れ、温存ともとられかねないし、各国で下手をすればそれが現実ともなり得るのである。

しかし、国連の文書からは、家族の中での両性の平等の追求が可能な施策を具体的に要求できる可能性を読みとることができる。その取り組みの成果が、伝統的「家父長制」家族の止揚と、新しい平等な、支配と従属を克服した家族の創造へとつながるような運動の展開こそが期待されるのである。

だが、こうした国際的一般的懸念に加えて日本の国内的危機が加わる。日本の危機とは、日本型福祉社会の基盤としての家庭という性格を

強化されたり、家族年が少子化対策のキャンペーンに矮小化されるのではないかとということである。

1994年1月27日の日本経済新聞の夕刊「婦人家庭」欄は、「国際家族年／取り組み巡り対立」「政府▶少子・高齢化を意識、市民団体▶女性を家庭に縛る」という見出しが目をつけた。国連の家族年のシンボルを用いて赤ちゃんを中心に7人の家族員が取り囲んだ日本政府のポスターと、国連の英語スローガン（“Building the Smallest Democracy at the Heart of Society”）の邦訳スローガン（「家族からはじまる小さなデモクラシー」）、という基本的なところがすでに争点になっている。「女性を縛りつけてきた大家族制をイメージさせる」「家庭基盤充実政策の色彩が強い」というのが市民団体からの反論である。こうしたことのよってくるところは、国連の家族年関連文書の理念の、日本政府による無視か歪曲への疑いを市民が持つからだ。

これに対し日経の記事によれば、政府側は「国際家族年を機に少子化や高齢化の問題を見直していこうという側面が強く出てしまった感はあるが、決して女性を家庭に縛りつけようという意図はない。現に家族年の関連事業には就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいる」と答えている。

では、はたして、家族年の関連事業に就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいるといえることができるのであろうか。次にその点を見ていきたい。

4. 日本政府の国際家族年

国連、国際家族年事務局、およびアジア・太平洋地域会議諸文書は、各国政府に、国際家族年にあたって国内委員会をつくり、NGOと協力して準備をするよう促しているが、日本では、

家族年に関する省庁連絡会議が記念行事・事業案をとりまとめ、国際家族年を迎えた。その全体を説明しているのは日本政府の広報誌『時の動き／政府の窓』1994年1月1日発行号である。冒頭、国務大臣・内閣官房長官・女性問題担当武村正義氏とNHK解説委員小宮山洋子氏の対談がある。小宮山氏の、国連の家族年関連文書では常識となっている的確な問いかけに対し、わざとそうしているのかどうか判明しないが、ほとんどのはずれと思える武村氏の応答が印象的である。

例を3つ挙げよう。まず、小宮山氏が、国際家族年の、国際「婦人年」「児童年」「障害者年」「青年年」の締めくくりとしてもつ意味を問うと、武村氏は「——人間の社会で家族ほど大切なものはありません。最も基礎的な、しかも血縁的という選択の許されない集団ですし——」などと答え、小宮山氏に「今、血縁とおっしゃいましたが、血縁でない家族もあるわけですよ」と補足されている。このくだりだけでも、国連の国際家族年の位置づけへの武村氏の無理解、多様化する家族の実態と問題把握の欠如に、読者はあきれる。

また、武村氏が政府の家族年の取り組みを「今年は各省庁挙げて家族年の仕事に取り組んでいきたいと思っています。記念行事として、例えば文部省では〇〇フォーラム、国際セミナー、厚生省では〇〇国際シンポジウム、音楽芸術祭、労働省では〇〇記念シンポジウムなどを行います」と説明したのに対し小宮山氏が「〇〇シンポジウムとか音楽祭も結構だと思いますが、今年が家族年だからということでお祭り騒ぎに終わるのではなくて、家族年をきっかけに、その後もずっと続いて新しい家族像がうまく展開できるような、継続的なことをぜひやっていただきたいと思うんです」と普通の市民が考えて

いることを代弁された。すると武村氏は、「——役所のやる行事だけではなくて、各町内や集落で、全家族が出て秋の運動会をすとか、皆が文化行事に参加すとか、こういう例は既に一部の地域で行なわれているんですが、そういう運動が今年全国的に盛り上がっていくといいと思いますね」という場違いのことを言っている。

もう一つ重要な例は次の事である。小宮山氏が、今労働者の要求となっているILO156号条約批准のことに触れた。「——育児休業が法制化されるなどしましたから、これ（ILO156号条約）も政府がやる気になれば批准可能な条約だと考えております。例えばこれ一つ批准しただけでも、国際家族年の意義があるのじゃないかと思いますが——」。これに対しては武村氏は、急に政府答弁らしく、「——関係する法令が非常に多いので、今、政府としては、そういうたくさんの法律の整合性を検討しております。一昨年、育児休業法が施行されたことなどにより、条約批准に向けての環境整備が進められつつあると考えています。今後、関係省庁において、更に検討を行ってまいりたいと思います」となった。続いて小宮氏は、「児童の権利条約」について遠慮がちに触れているが、武村氏は無視している。

5. 国際家族年と労働者家族

問題を労働者家族に絞って、関連事業をみよう。

厚生省は、国際家族年の事業では、児童環境づくり対策の推進の中で「共働き家庭子育て休日相談等支援事業の創設」、子育てと就労との両立支援（駅型保育モデル事業の創設、在宅保育サービス事業の創設、就労家庭子育て支援モデル事業の創設）をあげている。

労働省の事業は、家族的責任を有する勤労者支援の拠点となる総合的施設の在り方について

特集・家族・保育政策—国際家族年と労働者階級—

の調査研究（21世紀を展望しつつ、勤労者家族の福祉の観点及び勤労者家族の施策を問い直すため、家族的責任を有する勤労者への総合的な支援に付いての検討を行う）、仕事と育児の両立のための特別援助事業（かつての地縁機能を代替する相互援助活動を組織化し、家族的責任を有する労働者が職業と育児を両立して働くことができるよう、ファミリー・サポート・センターによる相互援助活動に対し支援を行う）となっている。

通産省は、企業行動の適正化推進として、労働時間の推進をあげ、「地域時短推進協議会」「中央時短推進協議会」を設置し、時短推進方策の検討とガイドラインの作成及び普及をはかることをあげている。

これで、先に触れた、家族年の関連事業に就労と育児の両立支援事業なども盛り込んでいるということになるだろう。

ここで、2つの問題を挙げておきたい。一つは子育てと就労の支援というとき、厚生省が1993年2月に発足させた保育問題検討会が、公的保育制度の否定につながる「保育制度改革」作業を続けてきたこととの関係である。同検討会は1994年1月19日に保育制度についての報告書を発表した。両論併記の第2の考え方が「保育所入所については、行政の関与は必要な限りにとどめ」「児童の第1義的な責任は保護者にあることをふまえつつ——」というものである。少子化対策に政府が特に重点を置く家族年というのに、このような本質的なところをあいまいにして、真の「子育てと就労の両立支援」ができるとは私には思われない。

また、家族的責任を有する労働者が職業と育児を両立して働くことができるようにというのなら、小宮山氏が指摘したように、ILO156号条

約の批准を打ち出すべきである。前述『時の動き』1月号に収録された労働省の「勤労者の職業と家族的責任の両立支援策の充実」という文には、「育児休業制度」の定着と「介護休業制度」の普及・促進の2点が強調され、国際家族年を契機とした仕事と育児の両立を図ることができ環境づくりを進めることがうたわれているだけで、ILO156号条約のことは一言もない。

6. その他の問題

国連の国際家族年の目的と理念は、総じて人権・平等・開発に関して、これまで連続し、蓄積された国連の諸活動の継続の上にある。

人権尊重の視点からも、雇用における男女平等と同一価値労働・同一賃金、経済的にも平等な男女のとりむすぶ関係が家庭内での男女平等の基礎、というようなことが、社会と家庭を結ぶ国際家族年の問題でもあるといったら労働者の中に違和感があるのだろうか。パートタイマーの、被扶養を前提とした課税最低限をめぐる問題、家族を養える賃金という考え方と現実の賃金の格差を説明する賃金論への挑戦、男女平等の社会保障・家族法（夫婦別姓、婚外子の人権問題を含む）、経済企画庁でさえ認めた6人に1人過労死予備群の長時間労働等、家族年に関わる労働者家族の課題がたくさんある。家族を「た・い・せ・つ・に」するとは、実はこういうことと取り組む事が基本である。実際、国連の文書では家族年に、家族法の再検討、家庭生活の場である住宅問題があげられていたが、日本の家族年関連省庁の事業計画に、なぜか法務省と建設省の名がない。労働者家族側から、真に家族を大切にする思想の優位性を示して国際家族年を意味あるものにしたいものである。

（昭和女子大学女性文化研究所教授）